

第 6 6 号議案

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

0 歳から 2 歳までの第 1 子に係る保育料の無償化に伴い、規定を整備する必要がある。

## 中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する 条例

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例（平成10年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 令和7年9月以後の月分の保育料に係る別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1基準月額（円）の欄中「1,900」とあり、「2,400」とあり、「3,100」とあり、「6,700」とあり、「8,300」とあり、「9,400」とあり、「15,400」とあり、「19,100」とあり、「21,500」とあり、「23,600」とあり、「25,500」とあり、「27,500」とあり、「29,200」とあり、「31,000」とあり、「32,500」とあり、「34,200」とあり、「35,700」とあり、「37,200」とあり、「38,500」とあり、「40,000」とあり、「43,400」とあり、「46,100」とあり、「48,900」とあり、「51,300」とあり、「53,700」とあり、「57,500」とあり、「61,800」とあり、「66,100」とあり、「70,400」とあり、及び「74,700」とあり、並びに別表第2基準月額（円）の欄中「1,800」とあり、「2,300」とあり、及び「3,000」とあり、同表C4の項中「6,500」とあり、同欄中「8,100」とあり、同表C6の項中「9,200」とあり、並びに同欄中「15,100」とあり、「18,700」とあり、「21,100」とあり、「23,100」とあり、「25,000」とあり、「27,000」とあり、「28,700」とあり、「30,400」とあり、「31,900」とあり、「33,

600」とあり、「35,000」とあり、「36,500」とあり、「37,800」とあり、「39,300」とあり、「42,600」とあり、「45,300」とあり、「48,000」とあり、「50,400」とあり、「52,700」とあり、「56,500」とあり、「60,700」とあり、「64,900」とあり、「69,200」とあり、及び「73,400」とあるのは、「0」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の附則第7項の規定は、令和7年9月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。